

意見交換会実施報告書

開催日時 平成22年10月21日 10時より12時まで
開催場所 大町市役所西庁舎2階西会議室
主催 大町市連合自治会
連合自治会参加者 佐藤連合自治会長ほか28名 計29名
出席議員 荒澤議長ほか18名 計19名

1 議会報告内容（議会側からの説明）

（1）大町市議会基本条例の説明

・議会基本条例の制定状況について

10月13日現在、都道府県議会では12、市議会では116、合計128議会で制定されている。長野県では、長野県議会、長野市議会、松本市議会に次いで制定で、市では3番目である。全国的にも早いほうである

・議会基本条例制定の背景

全国的に「地方分権」「地方主権」と言われている。自治体が自らの責任において、組織や運営に関する様々な決定を行う動きになっている。地方主権時代の動きの中で、地方議会が果たす役割や責任が今以上に大きくなっている。

・議会基本条例の構成と特徴

大町市議会基本条例は議会における最高規範であり議会が果たすべく責任と議員の責任を明確にし、果たす役割を明記している。議会と市長との関係では、議員の提言や質疑に対して市長等の反問権を付し、議会と市民の関係では議員は市民の代表としての立場を自覚し、そのために市民からの意見を聞く意見交換会を年一回以上開催するとしている。これらの課題を実現すべく政策調整委員会を設置し、この条例の目的が達成されているか常に検証するとしている。

（2）質疑応答

質問1

条例が出来たことは評価できるが、議会と地域の結びつきが大事。具体的にはどうやって行くのか。

答弁1

議員も地域から出ている。市民の意見を議会が出来ただけ汲み上げていくことが大事、基本条例を無用なものにならないようにしていきたい。

質問2

市民からの開催の要望があった場合は意見交換会を開くとしているが、具体的にどのように実施するのか。

答弁 2

市民からの開催要望をいただいた後、議会内の政策調整委員会で検討を行う。

2 意見交換会

市議会の仕組みと審議の流れについて

(1) 質疑応答

質問 1

議決までの経緯が分かりにくい。本会議ばかりでなく委員会などでの議決の経過や会議の公開が出来ないのか。

答弁 1

議案が市長から提出され本会議の中でそれぞれの3委員会に付託(議案に関連した委員会に本議会の承認のもと分けられる)する。付託された議案は委員会の中で集中して詳しく審査をする。審査された議案は本会議で委員長報告を受け、それぞれ採決される。概要は別紙の通り。

本会議、常任委員会は傍聴という形で公開しており、議事録も公開している。また議会改革としてインターネット配信や議会だよりの発行も行っている。さらに、ACVや美麻、八坂地域ではケーブルテレビで議会中継を行っている。

質問 2

原則公開とは言ってもどんなテーマでいつ委員会をやるのか見えてこない。

答弁 2

議会、委員会に関してはいつも原則公開としているが、会場の都合等で傍聴できない場合もある。

また、委員会等のお知らせについては、ホームページや庁舎の看板等により行っている。

質問 3

議会の中で議論になっていることは市民も関心がある。現在行われている内容のお知らせだけでなく、情報の発信方法を工夫し、事前にいつ、どこで、どんな内容を審査するかを市民に分かりやすく説明すべき。

答弁 3

審査の日程などについては、定例会が始まる前に、議会運営委員会が開催され運営方法を諮る。そして本会議初日に会議日程が承認される仕組みになっている。事前の委員会審査の日程公開は難しい。しかし、今後やり方を検討していきたい。

質問 4

委員会は原則公開となっているがこの原則とは何か。傍聴する際、テレビ、カメラ録音等機具を持ち込めるのか。私的なことでもいいのか。

答弁 4

個人の一身上の関わるものなど、審議の内容によって法律上公開できない場合があ

る。また、議会、委員会審査の中で運営に支障がきたず場合や、会場が狭い等の関係から傍聴者が多くなった場合、入場を制限する場合もあるので、原則公開としている。テレビ、カメラ録音等器具の持込については今後の課題として、検討していく。

(2) 意見等

意見 1

開かれた議会を今後とも是非お願いしたい。

議会の休日開催について

(1) 質疑応答

質問 1

市民が議会を傍聴するために休日夜間の議会開催は出来ないか

答弁 1

休日、夜間の議会開催は全国的にもあまり多くなく、傍聴者も少ない。また、行政関係者も一緒にいる必要があるため、経費がかかり、市長等との日程調整も難しい。以上の理由等により開催が難しい状況である。インターネットやケーブルテレビなどを見てほしい。今後、市民の皆さんが興味を持っていただけるような、議会を作り上げるよう努力していきたい。

質問 2

市民に関心の高い課題は、夜であろうとなかろうが関係なく傍聴者が来てくれる。市民の関心のある議題はもっと早く出せる工夫を。

答弁 2

興味のある課題については、議会事務局に問い合わせてもらえば、審議内容や時間等についておおよその事はお答えできる。

質問 3

今までのやり方を踏襲するだけでなく、議会自体がもっと工夫して情報発信をすることが大事。ケーブルテレビを見てくれただけではいけない。

答弁 3

夜開催するだけでは傍聴者は増えないと考える、だから大町はやらないというわけではないが、どんな形で傍聴者が来てくれるか、今後の課題としたい。

(2) 意見等

意見 1

旧八坂村においては検討したが難しい経緯があった。休日や夜間でも見られるケーブルテレビも議会中継を流し続けるのは難しかった。放送側も工夫が必要、行政側もソフト面での援助が必要である。

意見 2

傍聴と言っても生活にゆとりがない。生活にゆとりの持てる施策を期待する。

自治会からの陳情について

(1) 質疑応答

質問1

陳情に関して、どんなものでも出していいのか。そして出された陳情はどのように処理されているのか。

答弁1

請願、陳情はそれぞれの常任委員会の中で審査され、願意を認め採択される場合、継続審査、不採択等がある。特に継続審査は陳情や請願に対して、より多くの市民に時間をかけて同意が必要であるような場合などがある。

質問2

陳情と請願はどう違うのか。請願のほうが優先されるのか。

答弁2

市議会への要望は請願と陳情がある。請願は、紹介議員がいて、法律上の根拠に基づくものを指し、陳情はそれを必要としない。請願の内容は国や県に要望していくことが多く、自治会からのものは陳情が基本である。

自治会からの陳情は願意が認められる場合は基本的に採択される。しかし、予算の関係や安全等の優先順位等から、すぐに具体化されないのが理解してほしい。また他市においては陳情を議会へ提出しない場合が多く、直接担当課に自治会が提出す場合がある。今後陳情に対してはどうやって行くのがいいのか考えて行く。

(2) 意見等

意見1

スムーズな陳情が出来るために、市民サポートセンターを窓口にしたらいいと思うが検討してほしい。

議会への提言 要望等

- (1) 議会との関係が近くなってよかった。今後も議会の機能等について勉強会を開いてほしい。
- (2) 議会に関しては市民の関心はまだ低い。自治会としてもっと関心が持てるように地区での活動を行っていく。議員も議員としての品格を堂々と示し、市民の代表である自覚を持ってほしい。
- (3) 議員の前に市民である。議員は市民の代表でもある。積極的に市民活動や地域活動に参加し、リーダーとなって市民に対し模範を示してほしい。
- (4) 人口対策が一番の課題、早急な取り組みを。